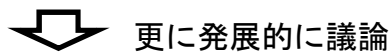


教育委員会制度等に関する資料

全国市長会社会文教委員長
高松市長 大西 秀人

1. 全国市長会のこれまでの主な取組

- 全国市長会政策推進委員会は、平成 15 年 4 月「地方自治の将来像についての提言」において、基礎的自治体の充実・強化を図るべく、基礎的自治体の組織の弾力化の観点から、教育委員会については、それを設置するか、あるいはその事務を市町村長が直接行うか、市町村が自主的に選択できる弾力的な制度とする必要がある旨を提言。
- 平成 17 年 9 月「義務教育における地方分権の推進に関する基本的考え方(提言)」をまとめ、市町村の義務教育に関する権限と役割の拡大、自律性の向上を図る観点から、教育委員会の選択制の導入等を提言。



- 平成 19 年 3 月「教育における地方分権の推進に関する提案」をまとめ、①教育と地域における人材の育成、②市町村への権限・税財源の移譲、③教育委員会制度の見直し、④地域に応じた教育の推進等を提言。

1. 教育委員会制度の見直しの必要性

現行教育委員会制度は、①上意下達の強固な縦割り行政のため、臨機応変な行政が展開しにくい、②合議制であるため、迅速な対応が難しい、③責任体制が不明確である等の弊害が指摘されていることから、その見直しが喫緊の課題。

2. 教育の中立性の確保

常に住民のチェックを受けている教育分野において、住民の負託を受けている首長の政治的信条が行政に反映されることはない。

3. 教育委員会の設置の選択制と地教行法の改正

教育行政の実施について、教育委員会を設置して行うか、市長の全面的な責任の下で行うか、選択可能な制度とするべき。
また、地方の審議会や懇話会等の第三者的な協議機関の設置も検討すべき。



以降、全国市長会は、国に対して、①所要の税財源措置と併せた人事権、学級編制権、教職員定数決定権等の都市自治体への移譲、②教育委員会の設置の選択制等を主張。

2. 地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申

(平成 17 年 12 月) — 第 28 次地方制度調査会

- 長と教育委員会が類似の事務を担当しているなどにより地方公共団体の一体的な組織運営が妨げられている。
- 政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等は審議会の活用等で対応できる。
- 地域住民の意向の反映等はむしろ公選の長の方がより適切になしうる。
- 教育委員会の設置について、選択できることとすることが適当である。

3. 教育委員会制度等に関する意見 (平成 25 年 4 月 19 日) — 地方六団体

※ 教育再生実行会議において、平成 25 年 4 月 15 日「教育委員会制度等の在り方について (第二次提言)」がまとめられたことに対し、意見 (別添資料参照)。

- 首長による教育長の任命・罷免権と指揮監督権は一体のものとして認められるべきである。
- 選択制も含め、首長と教育長の関係について幅広く議論する必要がある。

4. 地方教育行政に関する地方公共団体の長の権限

- 「地方公共団体が処理する教育に関する事務」は、教育委員会と地方公共団体の長が分担して担うことになっており、それぞれの職務権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (以下「地教行法」という) 23 条及び 24 条で書き分けられている。
- 長は、教育財産の取得・処分、教育委員会に係る契約締結及び予算執行の権限を持つ (地教行法 24 条) とともに、長は教育に関する予算案等を作成する場合に教育委員会の意見をきくことになっており (地教行法 29 条)、長の教育に関する関与と教育委員会との連携が当然の前提とされている。
- 市町村は小中学校の設置義務を負っている (学校教育法 38 条、49 条) が、これもその契約、予算執行、設置条例の提案等の事務を行うのは長となる。
- 平成 18 年に改正された教育基本法においても、地方公共団体は地域の実情に応じ、教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されている (教育基本法 17 条)。



首長の関与なくして教育行政は成り立たない。